

{ 平 16.10.8 }
基礎小21-1 }

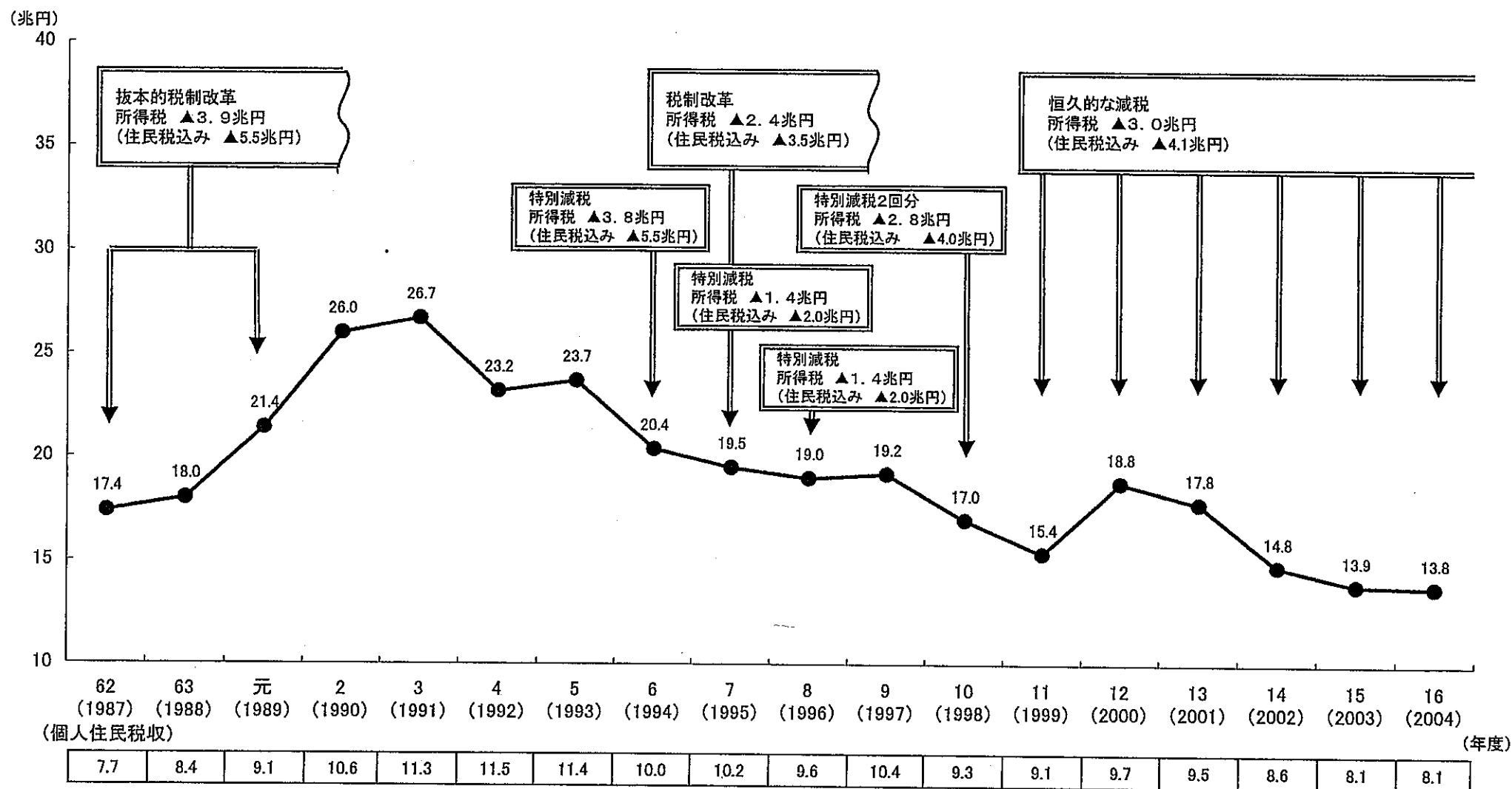
資 料

(所 得 税 関 係)

目 次

1. 個人所得課税の現状	
・ 個人所得課税の税収の推移	1
・ 租税負担率・国民負担率（対国民所得比）の国際比較	2
・ 個人所得課税の負担額	3
・ あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）—個人所得課税の現状と課題—	5
2. 所得計算	
・ 給与所得者の所得税額計算のフローチャート	6
・ 給与所得控除制度の概要	7
・ 給与収入に応じた給与所得控除額の動き	8
・ 勤労者世帯の年間収入5分位階級別1世帯当たり品目別年間支出金額調（平成15(2003)年）	9
・ 主要国における給与所得者を対象とした必要経費等控除制度の概要	10
・ あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）—給与・退職金に関する控除—	11
・ 少子・高齢社会における税制のあり方（抄）—給与課税等の見直し—	12
・ 退職所得の課税方式	13
・ 諸外国における退職金課税の概要	14
・ あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）—給与・退職金に関する控除—	15
・ 少子・高齢社会における税制のあり方（抄）—給与課税等の見直し—	
・ わが国経済社会の構造変化の「実像」について（抄）	16
3. 人的控除	
・ 人的控除の概要	18
・ あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）—今後の改革の方向（諸控除）—	19
・ 家族に関する控除の構造の見直し（3つの考え方）	22
・ 少子・高齢社会における税制のあり方（抄）—人的控除の基本構造の見直し—	23
・ わが国経済社会の構造変化の「実像」について（抄）	24
4. 税額計算	
・ 所得税率の推移、所得税・個人住民税の限界税率の現状（夫婦子2人の給与所得者）	27
・ 限界税率ブラケット別納税者（又は申告書）数割合の国際比較	28
・ 給与収入階級別の納税者数及び所得税額のシェア（平成14(2002)年分）	29
・ 所得税・個人住民税の実効税率の国際比較（夫婦子2人の給与所得者）	30
・ あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）—今後の改革の方向（税率構造）—	31
・ わが国経済社会の構造変化の「実像」について（抄）	32

個人所得課税の税収の推移



・税率構造の累進緩和
・人的控除の引上げ
・配偶者特別控除・特定扶養控除の創設等

・税率構造の累進緩和
・人的控除の引上げ
・給与所得控除の引上げ等
・特別減税(6(1994)年、7(1995)年、8(1996)年)

・定額減税 (本人3.8万円・定率減税 扶養親族等 1.9万円)
・最高税率の引下げ
・定率減税
・扶養控除額の加算

・配偶者特別控除(上乗せ部分)の廃止 (16(2004)年～)

(注) 所得税収は、一般会計分の計数であり、15(2003)年度までは決算額、16(2004)年度は予算額である。
個人住民税収については、14(2002)年度までは決算額、15(2003)年度は決算見込額、16(2004)年度は地方財政計画額による。

租税負担率・国民負担率(対国民所得比)の国際比較

	カナダ	イタリア	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	日 本	
							昭和61年度 (1986年度)	平成16年度 (2004年度)
租税負担率	42.6%	41.0%	40.3%	39.1%	30.1%	26.4%	24.9%	21.1%
うち国税	連邦:20.6% (州:17.8%)	34.0%	38.3%	33.4%	連邦:15.5% (州:11.0%)	連邦:15.3% (州:6.8%)	15.8%	12.1%
うち 個人所得課税	18.9%	14.8%	14.6%	10.9%	13.6%	14.8%	8.9%	6.1%
うち国税	連邦:12.1% (州:6.8%)	14.2%	14.6%	10.9%	連邦:5.9% (州:5.3%)	連邦:12.1% (州:2.5%)	6.2%	3.9%
国民負担率	49.6%	58.3%	50.2%	63.9%	55.3%	35.2%	35.5%	35.5%

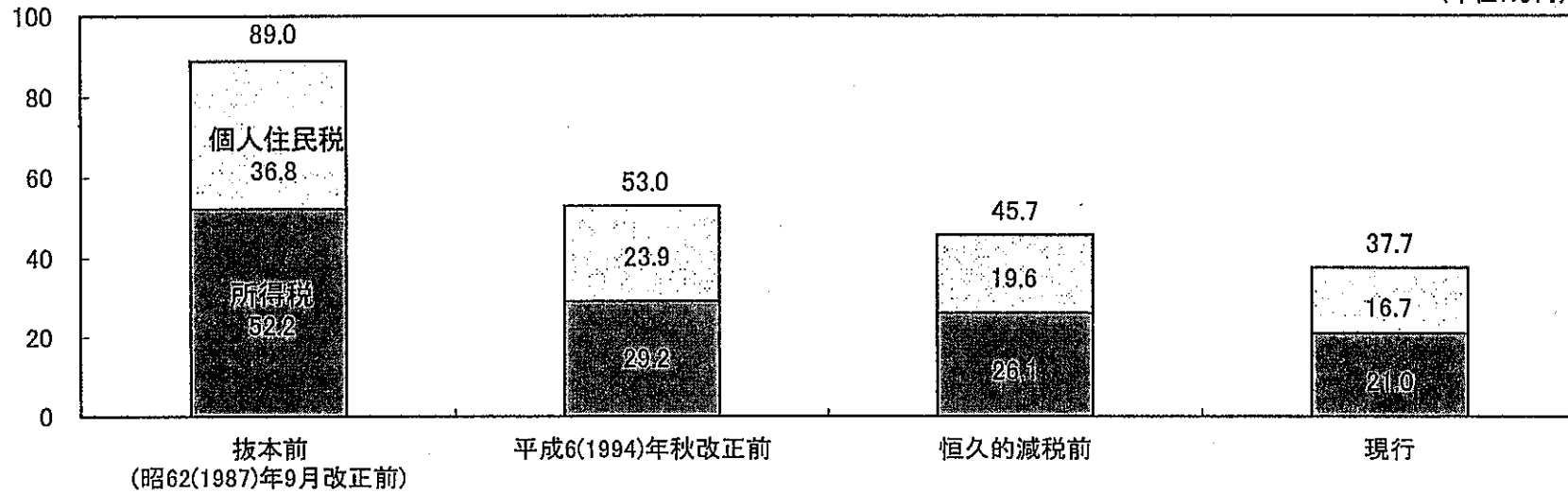
(注) 日本の平成16年度(2004年度)は予算ベース。諸外国は2001年。

(備考) 日本の国民所得は、昭和61年度(1986年度)は「国民経済計算(68SNA)」、平成16年度(2004年度)は「平成16年度政府経済見通し」による。
諸外国はOECD「Revenue Statistics 1965-2002」及び同「National Accounts 1990-2001」等による。

個人所得課税の負担額 (夫婦子2人の場合)

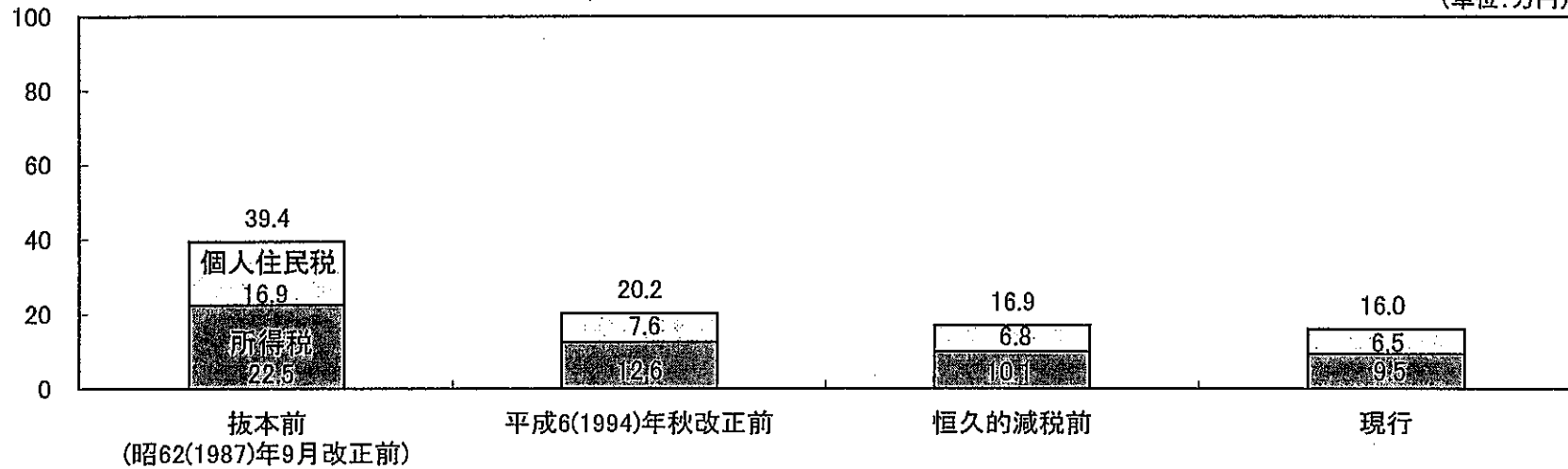
○ 給与収入700万円

(単位:万円)



○ 給与収入500万円

(単位:万円)

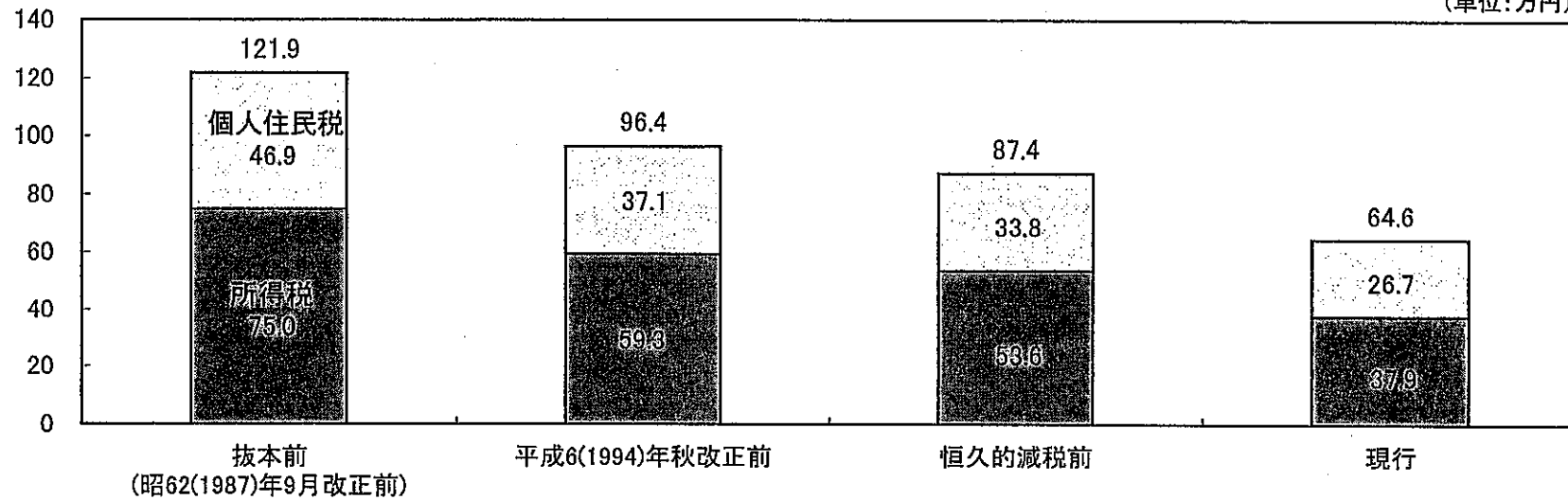


(注)1. 子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算している。
2. 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

個人所得課税の負担額 (独身の場合)

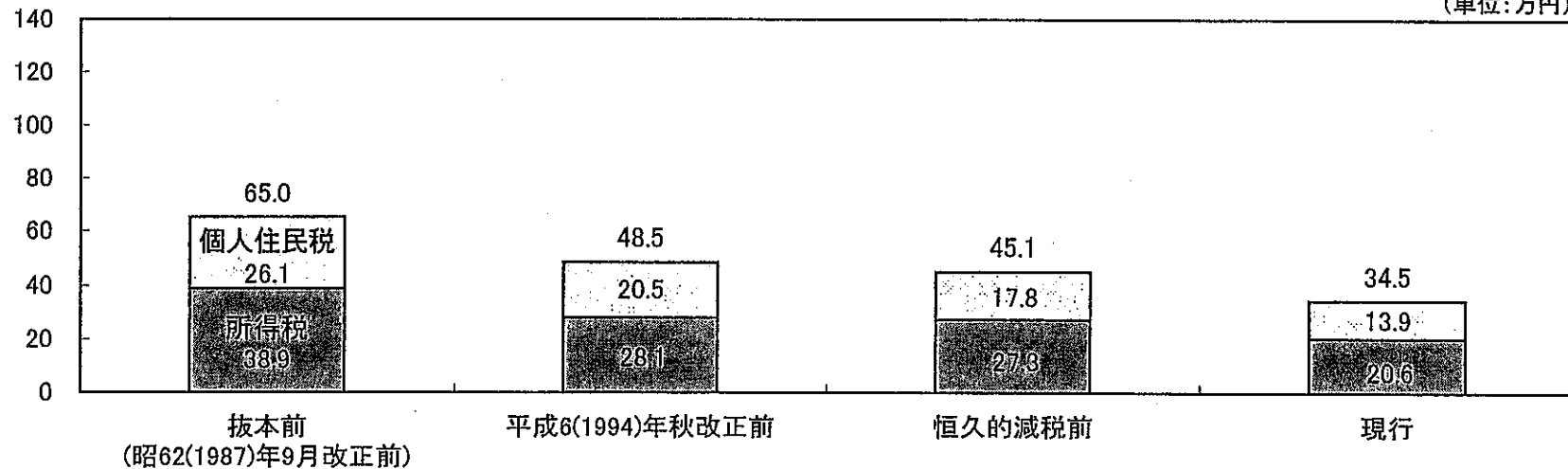
○ 給与収入700万円

(単位:万円)



○ 給与収入500万円

(単位:万円)



(注)一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

〔平成14年6月〕
〔政府税制調査会〕

第二 個別税目の改革

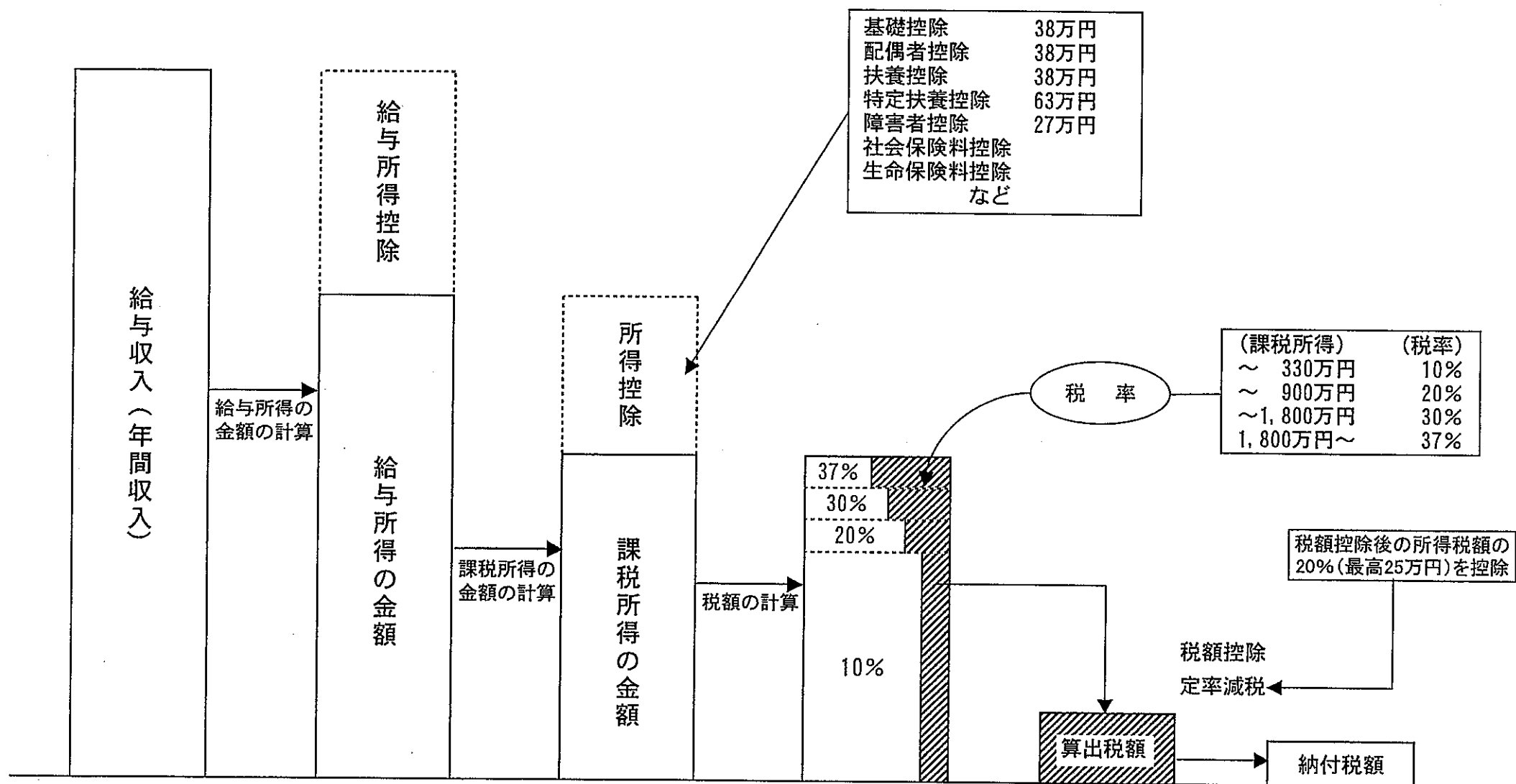
一 個人所得課税

1. 個人所得課税の現状と課題 ー基幹税としての機能の回復ー

わが国の個人所得課税（国税：所得税、地方税：個人住民税）は、累次の減税の結果、主要国との比較において、税負担水準（税収の対国民所得比、個々人の税負担割合等）が極めて低く（「狭く薄い」）、基幹税として本来果たすべき財源調達や所得再分配などの機能を喪失しかねない状況にある。個人所得課税制度の検討においては、こうした「空洞化」の状況を是正し、その基幹税としての機能を回復する必要がある。同時に、少子・高齢化など経済社会の構造変化の中で、税負担に歪みが生じている面があればこれを是正するとともに、根強い「不公平感」にも対処していかなければならない。

あるべき個人所得課税制度を将来にわたり構築する過程においては、税負担の増加も課題にならざるを得ない。その場合、負担増が急激なものにならぬよう、段階的に実施していくことが考えられる。

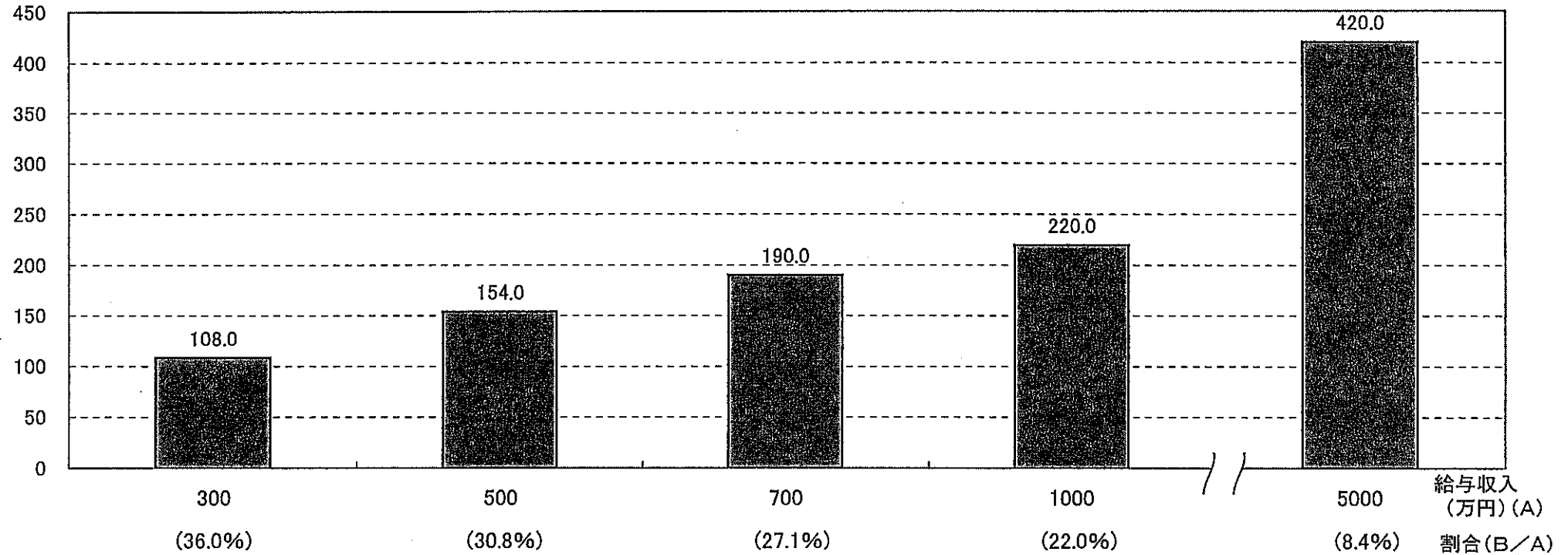
給与所得者の所得税額計算のフローチャート



給 与 所 得 控 除

○ 給与収入に応じた給与所得控除額

控除額(万円) (B)



○ 給与所得控除制度の概要

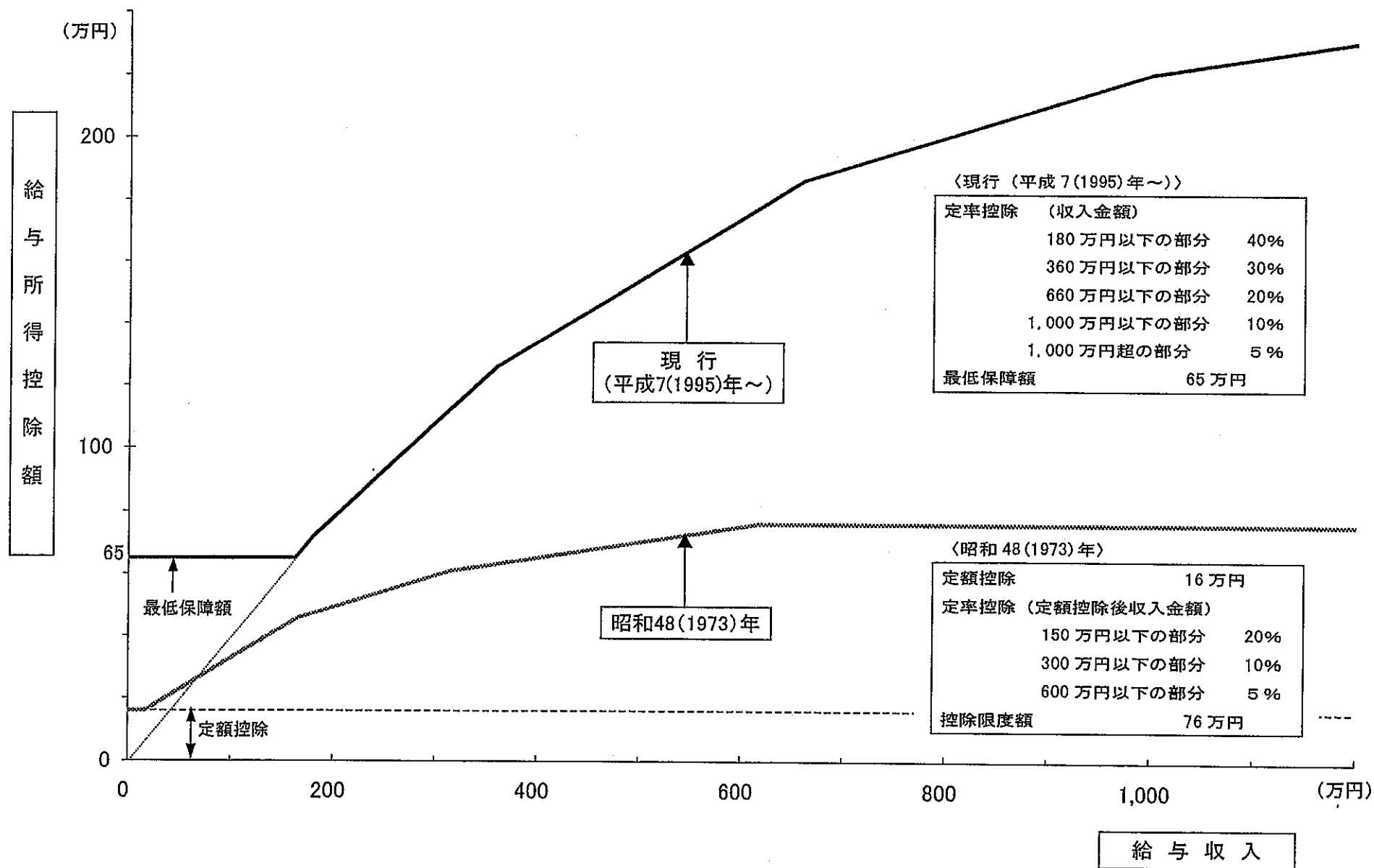
給与収入	控除率 (最低65万円)
180万円以下の部分	40%
360 "	30%
660 "	20%
1,000 "	10%
1,000万円超の部分	5%

○ 給与総額に対する給与所得控除総額の割合

給与総額(A)	給与所得控除 総額(B)	割合(B/A)
216.4兆円	61.7兆円	28.5%

(備考 平成16(2004)年度予算ベース)

給与所得控除制度（給与収入に応じた給与所得控除）



勤労者世帯の年間収入5分位階級別1世帯当たり品目別年間支出金額調（平成15(2003)年）

- ・ この表は、従来から、給与所得者の勤務に関連する経費ではないかと指摘される支出品目を幅広く抜き出し、その年間支出額を調べたものである（支出品目は従来から同一のものを使用している。）。
- したがって、実際には、給与所得者の勤務とは関係がない支出も含まれていることがあろうし、また、むしろ家事上の支出とみるべきものもあることに留意する必要がある。

年間収入5分位階級	年間収入額 (A)	年 間 支 出 額								(B) — (A)
		衣 料 品	身の回り品	理容・洗濯	文 具	新聞・書籍	こ づ か い	つきあい費	計 (B)	
万円	千円	円	円	円	円	円	円	円	円	%
I (~ 445)	3,544	12,505	6,841	9,409	920	38,564	149,898	4,538	222,675	6.3
II (~ 586)	4,762	18,408	8,972	12,519	1,226	46,832	214,824	8,623	311,404	6.5
III (~ 738)	5,862	22,941	11,550	16,066	1,438	53,768	269,391	13,078	388,232	6.6
IV (~ 950)	7,170	31,916	14,643	19,993	1,695	62,934	357,172	18,190	506,543	7.1
V (950~)	10,135	52,125	19,905	28,199	1,665	73,335	503,609	33,939	712,777	7.0
平 均	6,295	27,579	12,382	17,237	1,389	55,087	298,979	15,674	428,326	6.8
支 出 品 目 別 内 訳		背広服、男子用コート 男子用ズボン、ワイシャツ、他の男子用シャツ	男子用靴下 男子靴、傘 ネクタイ、他のバック	理髪料、洗濯代	筆記・絵画用具	新聞、教科書・学習参考教材、書籍	こづかいの内訳は不明 他の項目に入るべき支出も含んでいる可能性がある。			

(備考) 1 この表は「家計調査（二人以上の世帯）」（総務省統計局）の「年間収入五分位階級別1世帯当たり支出金額、購入数量及び平均価格」により作成した。

2 支出額には世帯主以外の家族の分も含まれている。

3 年間収入額は「月平均実収入×12」としている。

主要国における給与所得者を対象とした必要経費等控除制度の概要（未定稿）

（2004年7月現在）

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
概 算 控 除	給与所得控除（定率） 給与収入に応じ、5段階の控除率（40%～5%）を適用 最低保障額 65 万円	概算控除（定額） 9,700ドル（104.8 万円） （夫婦共同申告の場合） （注）概算控除を選択した場合、実額控除は適用できない。	な し	被用者概算控除（定額） 920 ユーロ（12.2 万円） （注）被用者概算控除を選択した場合、実額控除は適用できない。 特別支出概算控除（定額） 36 ユーロ（0.5 万円） （注）特別支出概算控除は、被用者概算控除に加え、一定の経費（研修費等）の実額控除に代えて選択することができる。	必要経費概算控除 （定率・上限あり） 給与収入（社会保険料控除後）の10% 最低 376 ユーロ（5.0 万円） 上限 12,648 ユーロ（168.2 万円） （注）必要経費概算控除を選択した場合、実額控除は適用できない。 給与所得控除（定率・上限あり） 実額控除又は必要経費概算控除に加えて、当該控除後の所得の20% 上限 23,180 ユーロ（308.3 万円）
給与所得者の必要経費の実額控除	※ 特定支出控除 （下記の特定支出額が給与所得控除を超える部分）	下記の費用について実額控除可（高額所得者には控除額の減額措置あり）	下記の費用について実額控除可	下記の費用について実額控除可	下記の費用について実額控除可
通 勤 費	・通勤に通常必要な運賃	———	———	・通勤に通常必要な運賃（自動車等による場合は限度あり）	・通勤に通常必要な運賃
転 勤 費	・転勤に伴う転居のために通常必要な運賃 ・宿泊費 等	・転勤費用	———	———	・転勤費用
旅 費 等	・単身赴任者の帰宅旅費	・職務上の旅費	・職務上の旅費	・職務上の旅費 ・単身赴任者の帰省費 等	・職務上の旅費
資格取得費、研修費、図書費	・研修費（職務の遂行に直接必要な技術又は知識習得のためのものに限り） ・資格取得費（職務に直接必要な資格取得の費用に限り）	・研修費（職務上必要（雇用主の要求若しくは法令の要件を満たすため等）な技能の維持向上を目的とするものに限り） ・図書費（職務上必要な定期刊行物の購読費に限り）	———	・研修費（職業上の要請に応じるために必要な知識を習得するためのものに限り） ・図書費（専ら職務遂行上必要な専門書等の購入費に限り）	・資格取得費（職業上の資格取得、学位論文の準備、印刷に関する費用に限り） ・図書費（職業上必要な書籍等の購入費に限り）
衣 服 費	———	特殊な衣服を必要とされる特殊な職業の場合に限り	職業上必要とされる特殊な衣服の費用に限り	職場のみで着用される職業用の衣服の費用に限り	特殊な衣服を必要とされる特殊な職業の場合に限り
そ の 他	———	・交際費（事業活動に直接関係する等の要件を充たす場合（支出額の50%を限度）に限り） ・一定の職業上の団体の会費	・一定の職業上の団体の会費（労働組合費は除く）	・交際費（取引觀念上適当であり、かつその理由と額が書面により証明される場合（支出額の80%を限度）に限り） ・一定の職業上の団体の会費	・交際費（職業遂行上必要なものに限り） ・労働組合費

（注）邦貨換算レートは、1ドル＝108 円、1ユーロ 133 円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成 15 年（2003 年）12 月から平成 16 年（2004 年）5 月までの間における実勢相場の平均値）。

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

〔平成 14 年 6 月〕
政府税制調査会

第二 個別税目の改革

一 個人所得課税

2. 今後の改革の方向

(2) 諸控除の見直し

③ 給与・退職金に関する控除

イ. 給与所得控除は、マクロ的に見るとその総額（平成 14 年度予算ベースで 62.8 兆円）は、給与総額（222.8 兆円）の約 3 割の水準になっている。これは、給与所得者の必要経費に関する概算的な控除としては説明しきれない高い水準と言える。主要国における勤務費用の概算控除は定額であったり控除限度額が設定されており、これと比較してわが国では控除額の上限がない点も問題である。

当調査会は、従来、給与所得控除の性格について、「勤務費用の概算控除」のほか、被用者特有の事情に配慮した「他の所得との負担調整のための特別控除」という二つの要素を含むものと整理してきた。昨今、被用者は就業者の約 8 割を占めるようになっており、また、多様な就業形態を選択する者が増加している。このような中で、被用者特有の事情に特に配慮する必要性は低下してきていると考える。

上記のような事情を踏まえると、給与所得控除については、勤務費用の概算控除としての合理的な水準を見極めつつ、縮減を図る方向で検討する必要がある。

なお、一般の被用者の間では、事業経営者は法人形態を利用して税負担の軽減を図り得る、その所得捕捉が十分に行われていないのではないかと、といった不公平感が根強い。このため、給与所得控除の縮減を図る上では、こうした不公平感をも念頭に置いて対処する必要がある。

また、勤務に直接必要な特定の支出を実額で控除する仕組みとして特定支出控除制度が設けられている。しかし、その適用例は未だ僅少である。今後、給与所得控除の水準を縮減すれば、特定支出控除の選択的適用が増加することになるだろう。また、同制度の対象となる特定の支出の範囲は主要国と比較して狭いものではないが、社会経済情勢の変化を踏まえ、その範囲についての検討も必要であろう。

少子・高齢社会における税制のあり方（抄）

〔平成15年6月〕
〔政府税制調査会〕

第一 少子・高齢化と税制

一 個別税目の改革

1. 個人所得課税

（3）給与課税等の見直し

- ① 給与所得控除については、勤務に伴う経費の概算控除として明確化すべきである。あわせて、特定支出控除の範囲についても検討し、給与所得者にも確定申告して経費を実額控除する機会を増加させることが適当である。こうした方向は、給与所得者が自らの経費に対し説明責任を果たすことにつながり、自立した勤労者像の位置付けにも資すると考えられる。その際、負担水準を調整する観点から、基礎控除をはじめ人的控除の水準の引上げを検討していく必要がある。

また、給与所得者の間には、事業所得者と比較して所得捕捉に関する不公平感が依然として根強く、適正課税の実現に向け、より一層の執行面での努力が求められている。

退職所得の課税方式

他の所得と区分して次により分離課税

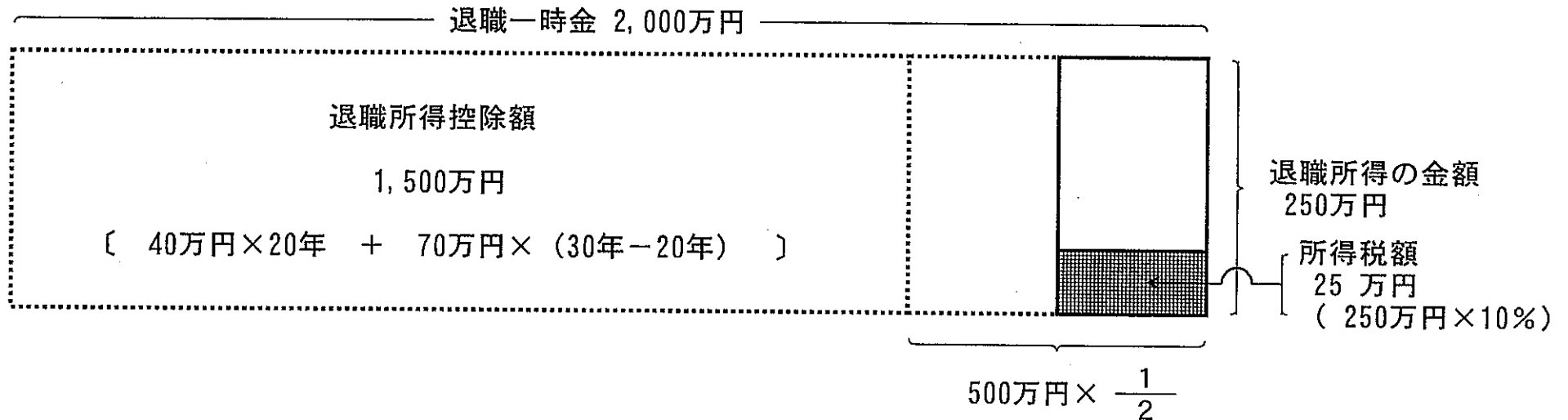
$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} = \text{退職所得の金額}$$

勤続年数20年まで 1年につき40万円 | 勤続年数20年超 1年につき70万円

$$\text{退職所得の金額} \times \text{税率} = \text{所得税額}$$

課税所得金額	税率
330万円以下	10%
900 "	20%
1,800 "	30%
1,800万円超	37%

(例) 勤続年数30年の場合



諸外国における退職金課税の概要(未定稿)

(2004 年 7 月現在)

アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
○給与等と同様に課税	○給与等と同様に課税(注 1)	○給与等と同様に課税(注 2)	○給与等と同様に課税。ただし、 ・ 自発的退職の場合には、3,050 ユーロ(約 41 万円)の所得控除が認められる。 ・ 非自発的退職の場合には、以下の 3 種類の金額のうち、最も高いものと同額の所得控除が認められる。 ① 労働協約により定められた退職金額 ② 実際に授受した退職金額の半額 ③ 退職する前年において、受け取った年間給与額の 2 倍の額 〔ただし、②と③については、180,000 ユーロ(2,394 万円)を限度とする。〕

(注1) 非自発的な退職者に対して、補償としての金銭が雇用主から自主的に支払われる場合については、30,000 ポンド(約 585 万円)の所得控除が認められる。

(注2) 非自発的な退職者に対して、補償としての金銭が雇用主から自主的に支払われる場合については、その他所得に分類され、「5 分 5 乗方式」(退職金の 5 分の 1 に他の所得を合算し、算出した所得税額から、他の所得のみで算出した所得税額を引いた額の 5 倍を退職金に係る所得税額として課税)が適用される。共済金庫、自社内引当金による退職一時金支払いについては、給与所得として課税(ただし、3,072 ユーロ(約 41 万円)を限度として、給付額の 40%所得控除あり)される。

(備考) 邦貨換算レートは、1 ポンド=195 円、1 ユーロ=133 円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成 15 年(2003 年)12 月から平成 16 年(2004 年)5 月までの間における実勢相場の平均値)。

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

平成 14 年 6 月
政府税制調査会

第二 個別税目の改革

一 個人所得課税

2. 今後の改革の方向

(2) 諸控除の見直し

③ 給与・退職金に関する控除

ロ. 退職金については、その支給実態が企業によって様々であるにもかかわらず、勤続年数に応じて一律に控除額が算出され、また、勤務年数が短期間でも所得の 2 分の 1 のみに課税されるなど制度的に必ずしも合理的とは言えない面がある。特に退職所得控除は、勤続年数 20 年を境に 1 年当たりの控除額が 40 万円から 70 万円に増える仕組みとなっている。

近年、中途退職や転職の増加、退職金の支給形態の変化、退職金を支給するかわりに給与を増額する企業の存在など、雇用環境や慣行が変化している。

退職金に対する課税のあり方については、就労や退職金支給の実態を踏まえつつ、税負担の公平・中立を確保するよう見直す必要がある。

少子・高齢社会における税制のあり方（抄）

平成 15 年 6 月
政府税制調査会

第一 少子・高齢化と税制

一 個別税目の改革

1. 個人所得課税

(3) 給与課税等の見直し

② 退職所得控除については、雇用の流動化が進展する中で、多様な就労選択に対し中立的な制度とする必要がある。従来と比べ個人所得課税の累進構造が緩和されていることや、最近の企業年金の普及等の状況を踏まえ、過度な優遇を是正するとともに、給与、退職一時金、年金の間で課税の中立性を確保していくべきである。

わが国経済社会の構造変化の「実像」について（抄）

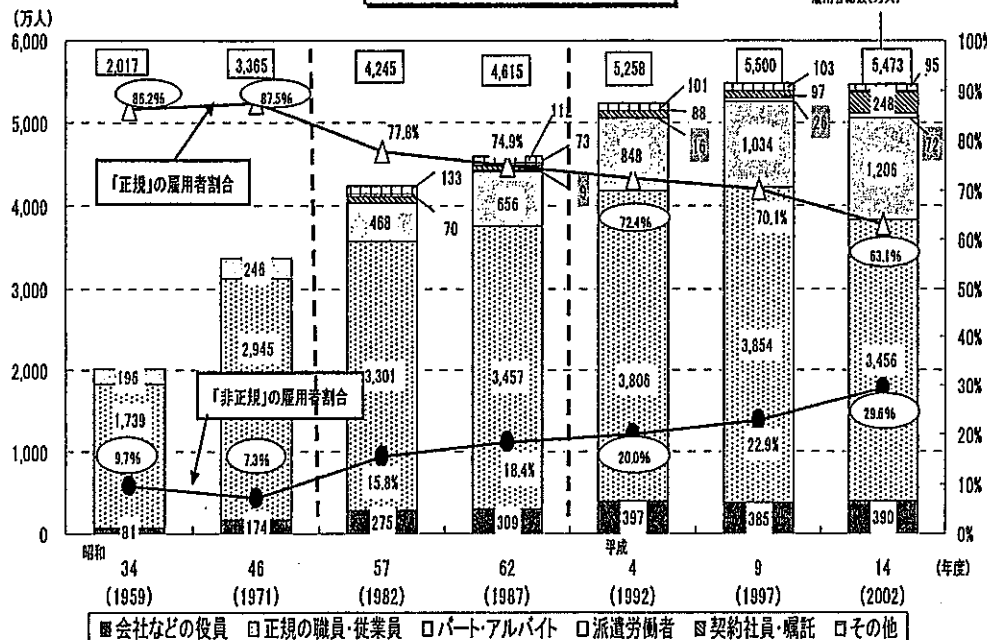
平成16年6月
政府税制調査会
基礎問題小委員会

二 わが国経済社会の構造変化の「実像」：10のキー・ファクト

4 「日本型雇用慣行」のゆらぎと、働き方の多様化

・・・正規雇用者の割合が大幅に低下する一方で、パート・派遣労働者・業務委託者等の非正規雇用者の割合が急上昇するなど、雇用形態の多様化が進んでいる。
このように、「日本型雇用慣行」という、これまでの企業と従業員（個人）の間に成立していた安定的な関係がゆらぎ出している。これに伴って、カイヤに依存した経済社会の諸制度の再点検も必要となる。

雇用形態別の雇用者数等の推移



（備考）昭和52（1987）年及び昭和57（1982）年の統計では、「その他」の項目中に「派遣労働者」及び「契約社員・嘱託」の項目の数値が含まれている。また、昭和46（1971）年の統計では、「正規の職員・従業員」の項目には「一般常雇」の数値を、「パート・アルバイト」の項目には「臨時雇」及び「日雇」の数値の合計を載せている。
・「正規」の雇用者割合＝正規の職員・従業員／雇用者総数（％）
・「非正規」の雇用者割合＝「パート・アルバイト」＋「派遣労働者」＋「契約社員・嘱託」＋「その他」／雇用者総数（％）
（出所）総務省「就業構造基本調査」（各年10月1日の係数）

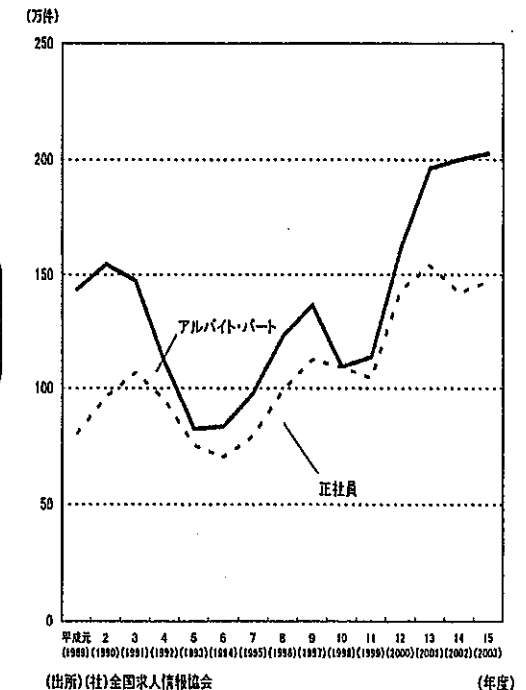
雇用形態別人材ニーズのシェア変化

正社員に対する人材ニーズが低下し、契約社員、嘱託社員、アルバイト・パートの人材ニーズが増加

	平成11年 (1999)	平成15年 (2003)	変化
全体	100	100	—
正社員	56.2	44.3	-11.9
契約社員・嘱託社員	8.5	14.8	6.3
アルバイト・パート	22.1	23.8	1.7
派遣	1.7	2.7	1
個人の業務委託	7.5	9.5	2
その他・不明	4	4.9	0.9

（備考）日本全国の法人の本社10万件に対するアンケート調査。
アンケートの回収数は約17,000件（うち有効回答約16,700件）。
（出所）人材ニーズ調査 平成15（2003）年（経済産業省）

全国のアパート・パートと正社員の求人広告掲載件数



三 結びにかえて－将来に向けての示唆

2 税制などの制度設計に当たっての視点

（「選択の自由」と「責任」－「複線型」のライフコース、多様な価値観・多様な生き方）

今後の制度設計においては、個人による自由で多様な選択をなるべく阻害しないとの観点から、これまで以上に柔軟な発想が求められる。例えば、就労面では、多様な人材の多様な働き方を可能とするという視点がより重要となろう。

人的控除の概要

		創 設 年 (所得税)	対 象 者	控 除 額		本 人 の 所 得 要 件	
				所 得 税	個 人 住 民 税		
基 礎 的 な 人 的 控 除	基 礎 控 除		昭和22年 (1947年)	・本人	38万円	33万円	
	配 偶 者 控 除	控 除 対 象 配 偶 者	(昭和36年) (1961年)	・生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円	33万円	
		老人控除対象配偶者	昭和52年 (1977年)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者	48万円	38万円	
		(同居特別障害者加算)	昭和57年 (1982年)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+35万円	+23万円	
	扶 養 控 除	扶 養 親 族	昭和25年 (1950年)	・生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円	33万円	
		特 定 扶 養 親 族	平成元年 (1989年)	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族	63万円	45万円	
		老 人 扶 養 親 族	昭和47年 (1972年)	・年齢が70歳以上の扶養親族	48万円	38万円	
		(同居特別障害者加算)	昭和57年 (1982年)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+35万円	+23万円	
		(同居老親等加算)	昭和54年 (1979年)	・老人扶養親族が本人と同居している場合	+10万円	+7万円	
	特 別 な 人 的 控 除	障 害 者 控 除		昭和25年 (1950年)	・本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	27万円	26万円
(特別障害者控除)		昭和43年 (1968年)	・上記の者が特別障害者である場合	40万円	30万円		
寡 婦 控 除		昭和26年 (1951年)	次の要件のいずれかに該当する者 ①夫と死別したもの ②夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者	27万円	26万円	①の場合 年間所得500万円以下	
(特別寡婦加算)		平成元年 (1989年)	・寡婦で、扶養親族である子を有するもの	+8万円	+4万円	年間所得500万円以下	
寡 夫 控 除		昭和56年 (1981年)	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	27万円	26万円	年間所得500万円以下	
勤 労 学 生 控 除		昭和26年 (1951年)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等	27万円	26万円	年間所得が65万円以下 かつ給与所得等以外が 10万円以下	

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

〔平成14年6月〕
〔政府税制調査会〕

第二 個別税目の改革

一 個人所得課税

2. 今後の改革の方向

(1) 基本的考え方 ― 広く公平に負担を分かち合う ―

① 諸控除

わが国の個人所得課税の「空洞化」を示すものとして、就業者総数に占める非納税者の割合や、課税最低限の高さが指摘できる。課税最低限は一定の基本的な控除の積上げであり、その水準は納税者と非納税者を分かつメルクマールとなるだけでなく、全ての納税者の課税所得金額を左右する。課税所得は、税率とともに税負担の最も基礎となる要素であり、諸控除のあり方の見直しは、「広く公平に負担を分かち合う」との理念の下、極めて重要な課題である。今後、その見直しを行っていくに際しては、次の3点が重要な視点となろう。

イ. 所得税・個人住民税においては、婚姻、育児、老齢等の様々な生活の局面に応じ、各種の控除が措置されている。個々人の事情を斟酌し得ることは、この税目の重要な長所であるが、これまでに社会保障等の生活関連の「インフラ」整備等が進展してきたことも踏まえれば、税制としてはできる限り簡素化・集約化する方向を目指すことが適当である。

ロ. 諸控除の見直しに当たっては、男女共同参画社会の進展や雇用慣行の変化等のライフスタイルの多様化、少子・高齢化の進展といった構造変化に対し、税負担に歪みが生じないような、また、経済社会の中で行われる個々人の自由な選択に介入しないような中立的な税制とすることも重要である。

ハ. 高齢化の進展により、公的年金等控除などによる課税ベースの縮小がますます加速する。この「空洞化」を是正するためには、課税ベースを拡大する方向で諸控除のあり方を見直すことが必要である。

(中略)

(2) 諸控除の見直し

① 家族に関する控除

イ. 人的控除の簡素化・集約化

- (イ) 所得税・個人住民税においては、家族構成など個々人の生活上の事情を納税者の担税力の減殺要因とみて、様々な人的控除等を設けている。これらについては、以下の点を考慮し、(1)①で述べた視点から検討されるべきである。
 - a 制度創設時と比べ社会保障や教育等の分野において各種の「インフラ」が整備されてきている一方、個々人の生活上の事情は様々であり、税制で個別に配慮することには自ずと限界があるほか、生活が豊かになり、配慮すべき事情についての国民の価値観も多様化していること
 - b 割増・加算措置が追加されてきた結果、本人に係る控除に比べ家族に係る控除の方が大きくなっており、また制度が複雑になっていること
- (ロ) 具体的には、次のような適正化措置を講じることにより、基本的には、家族に関する控除を基礎控除、配偶者控除、扶養控除に簡素化・集約化すべきと考える。
 - a 特定扶養控除、老人扶養控除等の様々な割増・加算措置、勤労学生控除や寡婦（夫）控除等の特別な人的控除は、廃止を含め、制度をできるかぎり簡素化すべきと考える。なお、障害者控除のように真に配慮が必要な者についての控除については引き続き存置する。
 - b 配偶者特別控除については、配偶者の収入の増加に応じて世帯主本人の控除額が減少する仕組みがとられていることにより、パート労働者の就労調整の原因とされる世帯の税引後手取りの逆転現象は税制上解消されている。しかしながら、配偶者控除の上乗せという仕組みであるため、配偶者については世帯主本人に二つの控除が適用されることとなり、本人や、他の扶養親族に係る配慮とバランスを失することとなっている。また、男女共同参画社会の形成の観点からは、男女の社会における活動の選択に対し中立でないという指摘も多い。これらを踏まえれば、配偶者特別控除については、基本的に制度を廃止することが考えられる。なお、その際、税引後手取りの逆転現象について税制上何らかの配慮は必要であろう。

ロ. 人的控除の基本構造の更なる見直し

次に、これらの3控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除）からなる人的控除の基本構造の更なる見直しについては、論点を明確化するため、あえて次の三つの異なる考え方を示し、国民の議論に付したい。

この際、考え方2または考え方3のように、配偶者控除や扶養控除を廃止する場合には、基礎控除を拡充することをあわせ考慮に入れる。

（考え方1－基礎控除、配偶者控除、扶養控除の三つの人的控除で構成する）

扶養による担税力の減殺に配慮するという、現行の人的控除の趣旨を踏まえたもの。さらに、配偶者と扶養親族との区別をなくすことにより、「家族控除（仮称）」と基礎控除の二つに集約する案もある。ただし、男女共同参画社会の形成の立場からは、配偶者特別控除の廃止（前述）にとどまらず、配偶者控除そのものも廃止すべきとの意見もある。

（考え方2－配偶者控除を廃止するとともに、扶養控除については児童及び老齢の親族のみに対象を限定する）

基本的には本人の基礎控除のみとするとの考え方に基づくもの。成人は自ら就労して所得を稼得し、自らに基礎控除を適用する可能性を持つため、これを扶養する者について扶養控除の適用を認めない。しかし、児童及び老齢の親族については、就労する機会も乏しく、自らに基礎控除を適用する可能性が少ないことから、扶養控除として取り込むという趣旨。扶養に伴う担税力の減殺に配慮しないことに加え、親族が一定の年齢に達するだけで本人の税負担が急変してしまうなどの問題がある。

（考え方3－配偶者控除及び扶養控除を廃止する一方、児童の扶養について税額控除を設ける）

本人の基礎控除のみとするとの考え方を徹底しつつ、別途、児童の養育に対し、税額控除という形で配慮するもの。所得控除と異なり、所得の多寡にかかわらず同等の配慮が可能となる（ただし、非納税者には及ばない）。他方、扶養に伴う担税力の減殺を全く認めないといった考え方は個人所得課税制度になじみにくく、また、他の所得控除と税額控除が混在することとなるため制度として複雑になる。

家族に関する控除の構造の見直し（3つの考え方）

＜政府税制調査会「あるべき税制の構築に向けた基本方針（平成14年6月）」＞

考え方1

基礎控除

配偶者控除

扶養控除

これらを合せて
「家族控除 (仮称)」?

考え方2

基礎控除

拡 充

扶養控除

児童及び老齢の
親族のみ

-22-

考え方3

基礎控除

拡 充

児童の扶養に
ついて税額控除

少子・高齢社会における税制のあり方（抄）

〔平成15年6月
政府税制調査会〕

第一 少子・高齢化と税制

一 個別税目の改革

1. 個人所得課税

(4) 人的控除の基本構造の見直し

- ① 少子・高齢社会においては、社会保障など公費の負担をできる限り多くの者が広く公平に分ち合う負担構造とし、老若男女を問わず働く能力と意思のある者が、経済社会の支え手として積極的に活躍できる社会を構築する必要がある。こうした観点からは、人的控除の基本構造のあり方について、今後、家族の就労に対して中立的な仕組みとしていくことが重要である。
- ② 人的控除のあり方については、従来から、主に標準世帯（片稼ぎの夫婦子二世帯）の課税最低限を念頭に、世帯としての負担調整を行う観点から検討される側面が強かった。しかしながら、今後は世帯構成の多様化も踏まえ、個人を中心とした考えを重視する必要がある。
- ③ 配偶者に対する配慮のあり方としては、家事や子育て等の負担はどのような世帯形態でも生じる上、今後、共稼ぎの増加が見込まれるため、税制面で片稼ぎを一方的に優遇する措置を講じることは適当でない。また、扶養に対する配慮については、少子・高齢社会における子育ての重要性を考え、今後、児童など真に社会として支えるべき者に対して扶養控除を集中することが考えられる。その際、控除の仕組みを所得控除制度ではなく税額控除制度とすることも検討課題となる。これらについては、社会保障制度との関連や諸外国での事例等も踏まえ、検討を深める必要がある。

わが国経済社会の構造変化の「実像」について（抄）

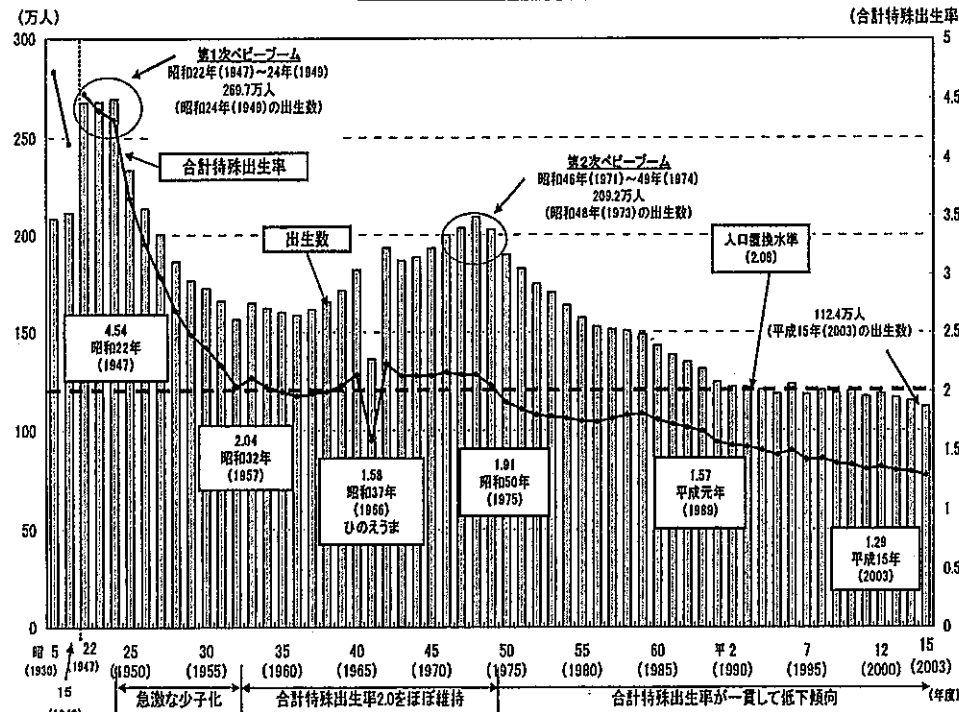
平成16年 6 月
政府税制調査会
基礎問題小委員会

二 わが国経済社会の構造変化の「実像」：10のキー・ファクト

1 今世紀日本は「人口減少社会・超高齢化社会」

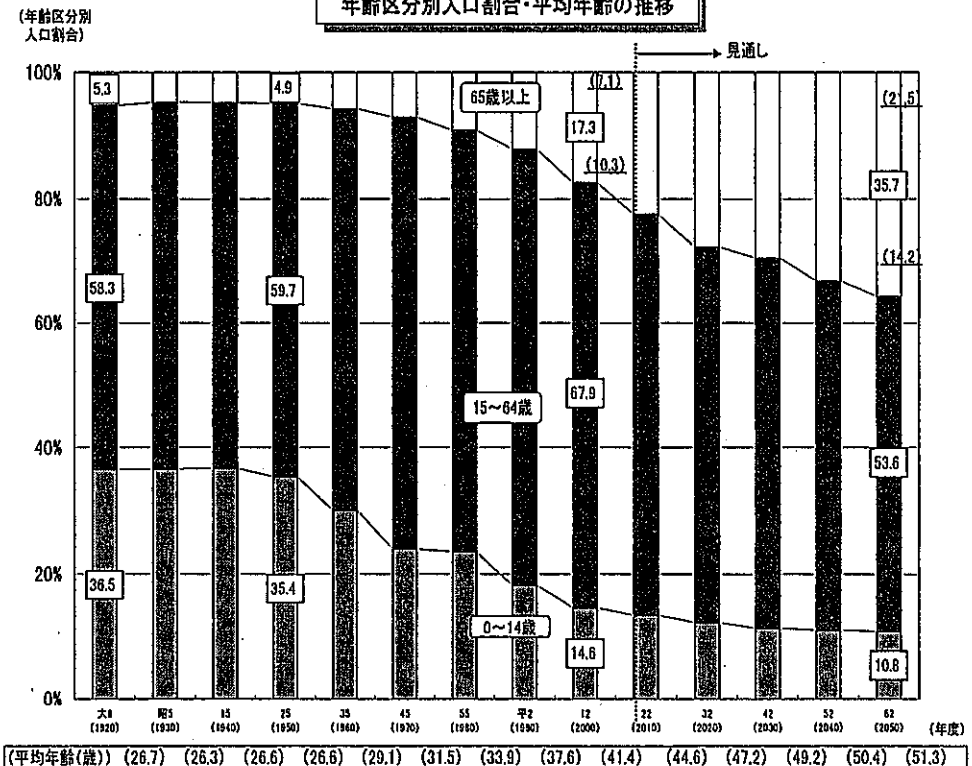
今世紀のわが国経済社会は、否応無しに「人口減少」と人口の「超高齢化」という現実の上に築かれることになる。・・・人口面での構造変化は、家族や個人のライフスタイルのみならず、経済社会の諸制度に至るまで、構造的な変容を迫ることになる。

出生数及び合計特殊出生率の推移



(備考)「合計特殊出生率」とは、15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率の「パターン」で一生涯の間に産むとした時の子供数に相当する。
「人口置換水準」とは、母親世代の女性と等しい数の娘世代の女性を産み残す水準であり、人口規模を維持するのに必要な水準(2.06程度)。
(出所)国立社会保険・人口問題研究所「人口統計資料集(2003年版)」及び厚生労働省大臣官庁統計情報部「人口動態統計」平成15年人口動態統計月報年計(概数)の概況

年齢区分別人口割合・平均年齢の推移



2 (備考) 平成12(2000)年及び平成22(2010)年において予測と下線を付した数値は、上が65歳以上人口の総人口に占める割合、下が65～74歳人口の総人口に占める割合である。
(出所)国立社会保険・人口問題研究所「人口統計資料集(2003年版)」

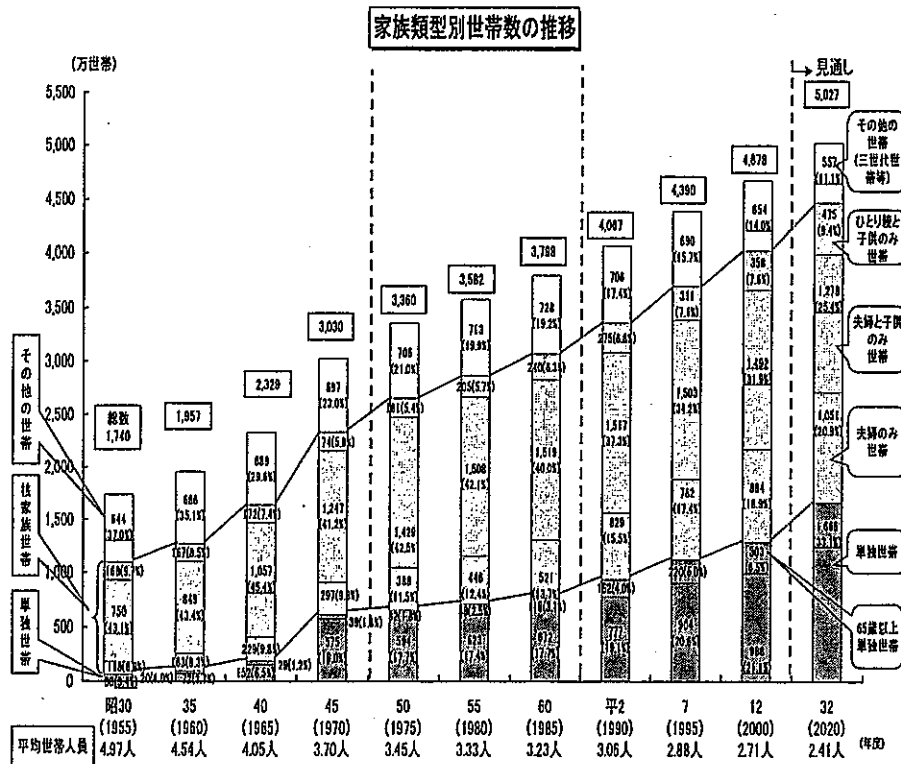
二 わが国経済社会の構造変化の「実像」：10のキー・ファクト

3 家族のかたちの多様化

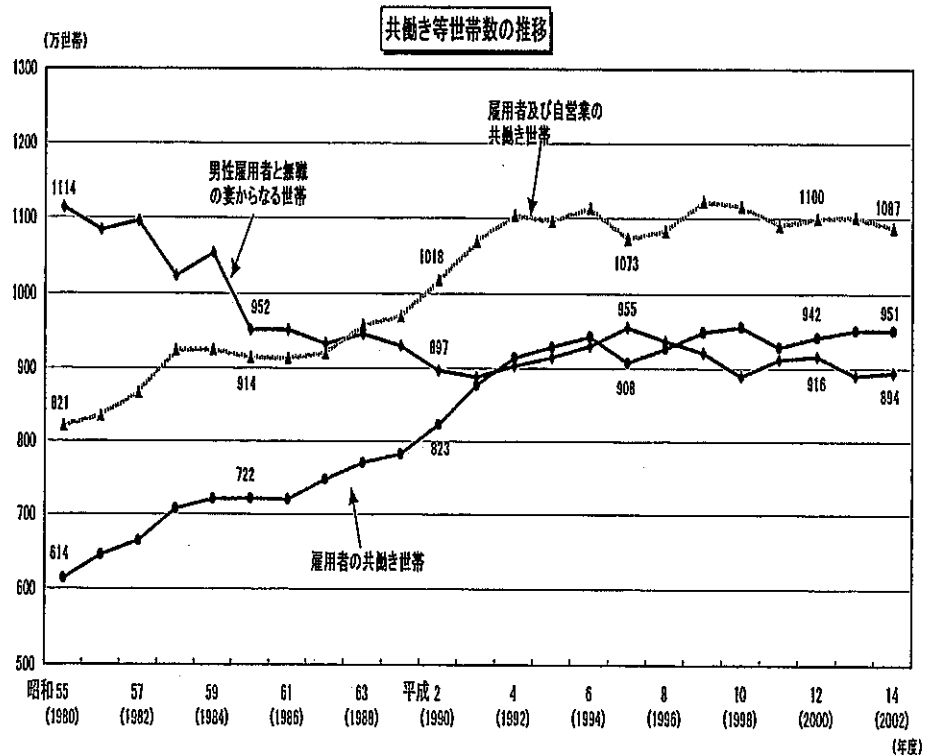
家族世帯類型の多様化が進み、「夫婦と子供のための世帯」はもはや標準ではなくなっている。

晩婚化・未婚化の進行、離婚の増加、共稼ぎ世帯の増加など、「標準的ライフコース」が崩れ、個人の生き方や家族との関わり方が多様になった。

今まさに、戦後家族モデルを前提とした既存の諸制度が揺さぶられ、家族のあり方が改めて問われている。



(備考) 世帯数：昭和46年(1965)以前は普通世帯、昭和45年(1970)以降は一級世帯の数値である。
 ・平均世帯人員：大正9年(1920) 4.89人、昭和5年(1930) 4.98人、昭和15年(1940) 4.99人、昭和25年(1950) 4.57人(大正9年(1920)～平成12年(2000)は普通世帯、平成12年(2000)は一級世帯の数値)。
 ・昭和30年(1955)、平成32年(2020)についてはデータの制約上「65歳以上単独世帯」の区分を行っていない。
 ・数値は四捨五入しているため一致しない場合がある。
 (出所) 平成12年(2000)以前：総務省「国勢調査報告」
 平成32年(2020)：国産社会保険・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(平成15年10月推計)」中位推計



(備考) 1. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに雇用者の世帯。
 2. 「男性雇用者と無職の妻からなる世帯」とは、夫が雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
 3. 「雇用者及び自営業の共働き世帯」とは、夫が雇用者又は自営業主・内職者で、妻が雇用者又は自営業主・内職者の世帯。
 4. 就業者から農林業及び家庭従業者は除いた。
 (出所) 「労働力調査特別調査」労働力調査(総務省)により作成。

三 結びにかえてー将来に向けての示唆

2 税制などの制度設計に当たっての視点

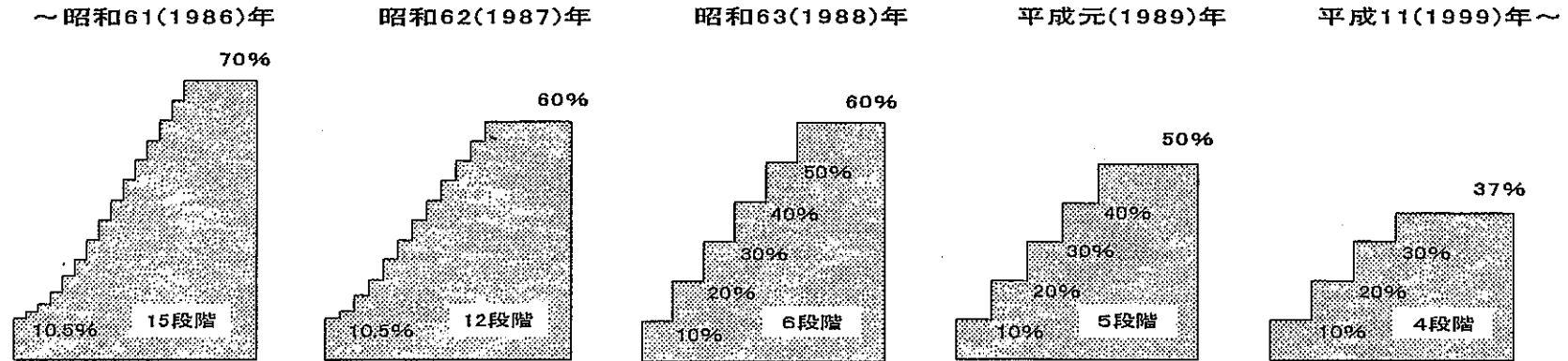
(社会の新しいダイナミズムー「活力」、「豊かさ」)

今世紀中人口減少が続き、超高齢化が進む。その中で、多様化しつつある社会のダイナミズムを発揮させることが求められる。このような認識の下、「社会の活力」と「真の意味での豊かさ」の意味をいま改めて問い直し、これを追求していくことが重要となる。

(「選択の自由」と「責任」ー「複線型」のライフコース、多様な価値観・多様な生き方)

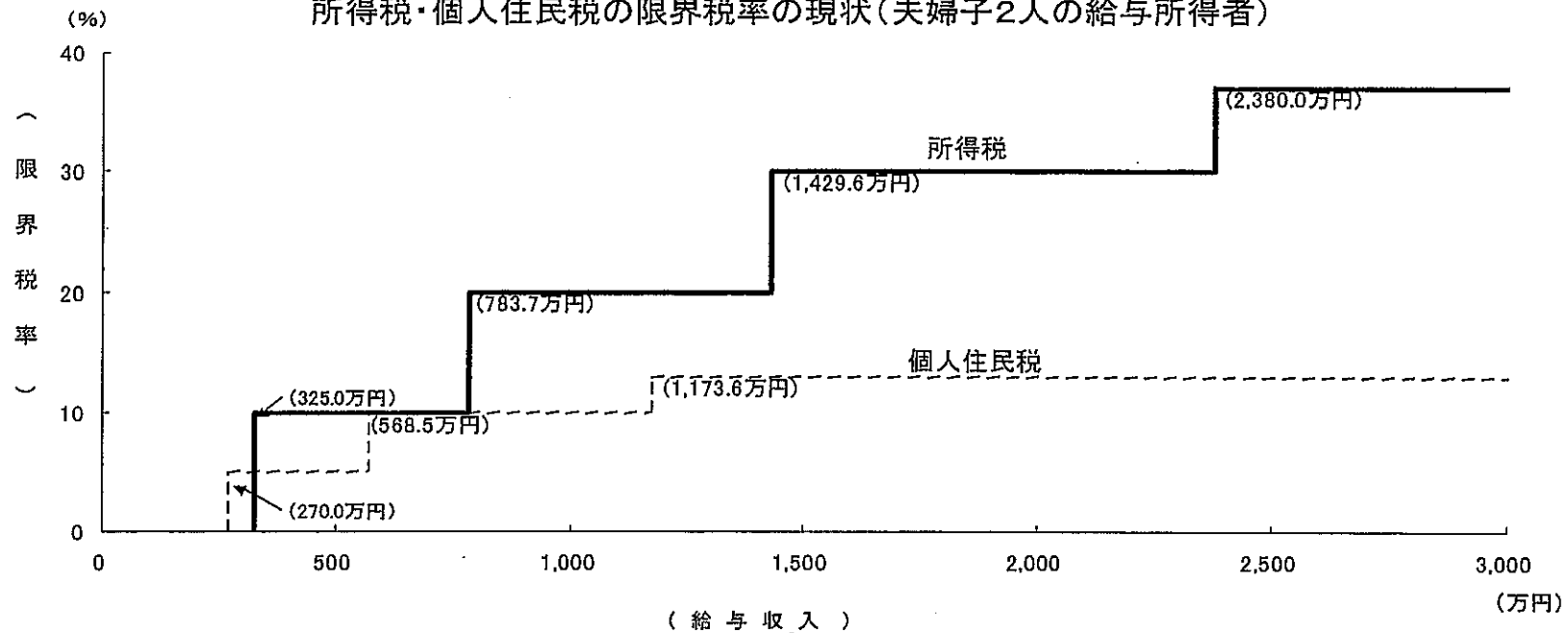
今後の制度設計においては、個人による自由で多様な選択をなるべく阻害しないとの観点から、これまで以上に柔軟な発想が求められる。例えば、就労面では、多様な人材の多様な働き方を可能とするという視点がより重要となろう。

所得税率の推移



(注)1. 上記に加えて、個人住民税(現行: 税率 6～13%, 3段階)が示されている。
 (注)2. 平成7(1995)年は税率10～50%, 5段階を維持した上で税率累進構造の緩和がなされている。
 (注)3. 平成11(1999)年から定率減税(所得税: 20%, 25万円限度、個人住民税: 16%, 4万円限度)が実施されている。

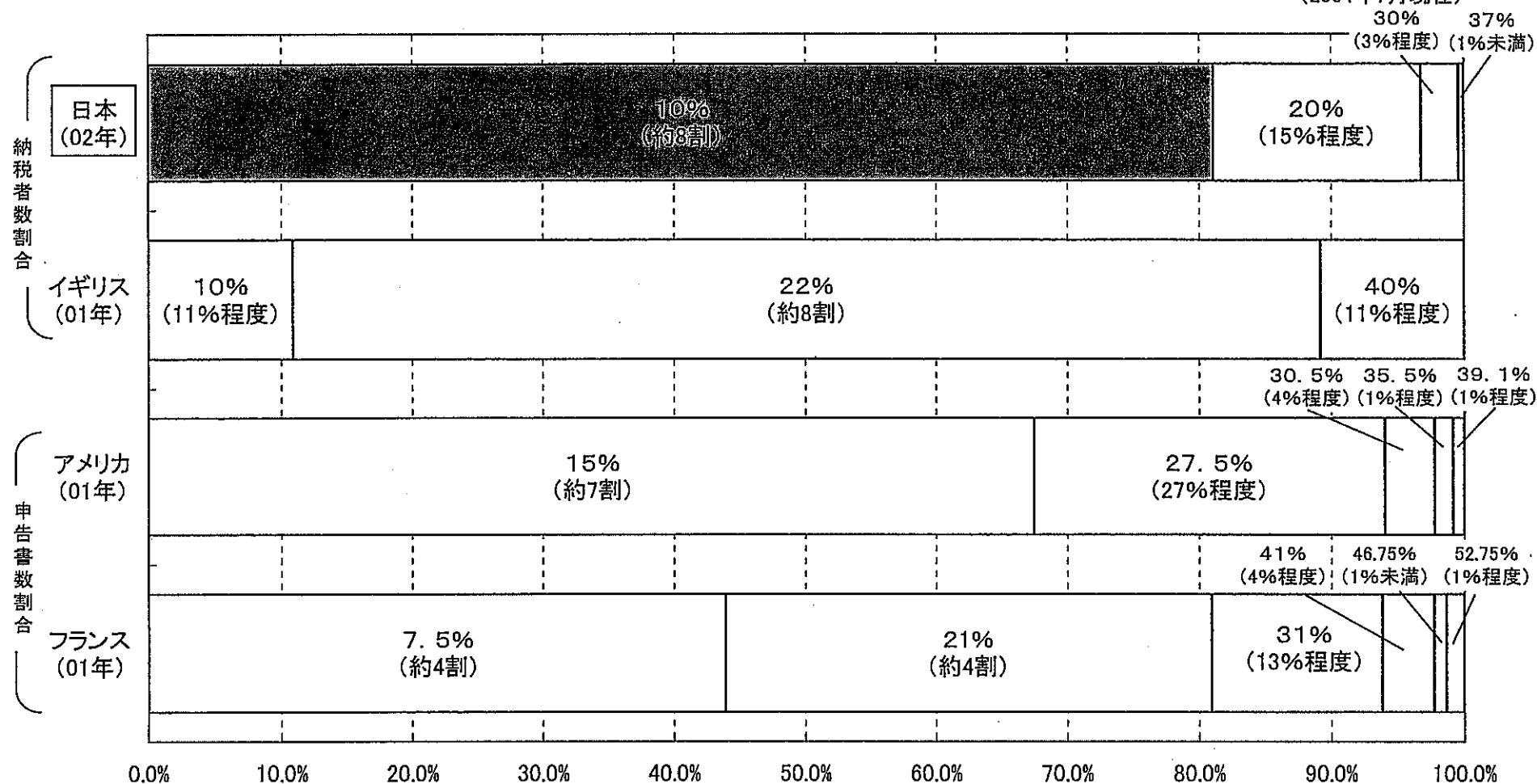
所得税・個人住民税の限界税率の現状(夫婦子2人の給与所得者)



限界税率ブラケット別納税者(又は申告書)数割合の国際比較

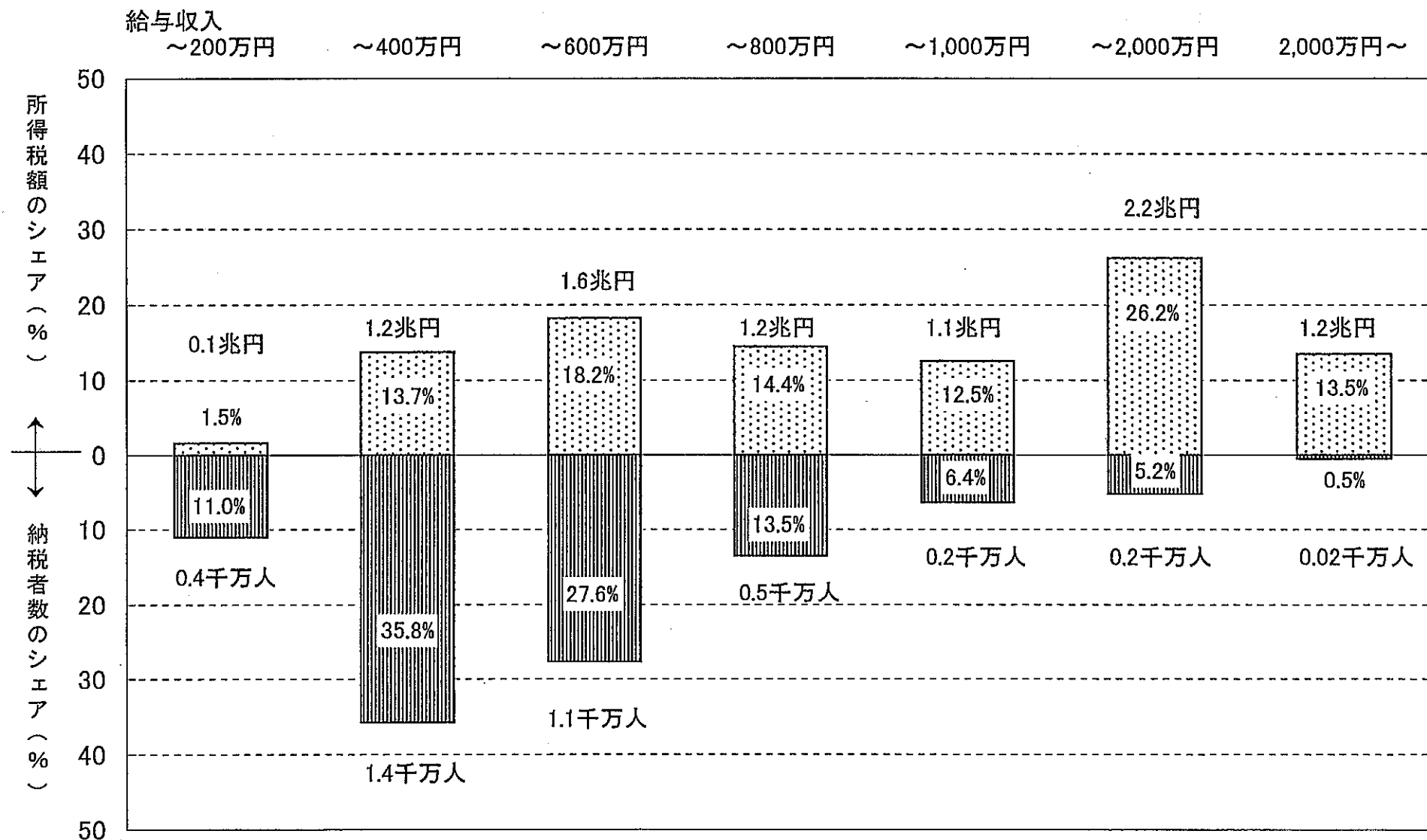
未定稿

(2004年7月現在)



- (注) 1. グラフの各欄の上段は限界税率、下段はそのブラケットに属する納税者(又は申告書)の全体に占める構成割合である。
 2. 日本のデータは「民間給与の実態(14年)」より、1年間を通じて勤務した納税者に係る給与収入別の人員分布から扶養人員数等を考慮して課税所得を推計した。
 3. 諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成した。
 4. ドイツは方程式方式のためブラケット別納税者数割合は不明。
 5. アメリカは個人単位と夫婦単位課税の選択制。フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。
 このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。
 6. アメリカは、2001年当時の税率である。なお、2001年ブッシュ減税、2003年ブッシュ減税を経て、2004年現在の税率は10,15,25,28,33,35%である。

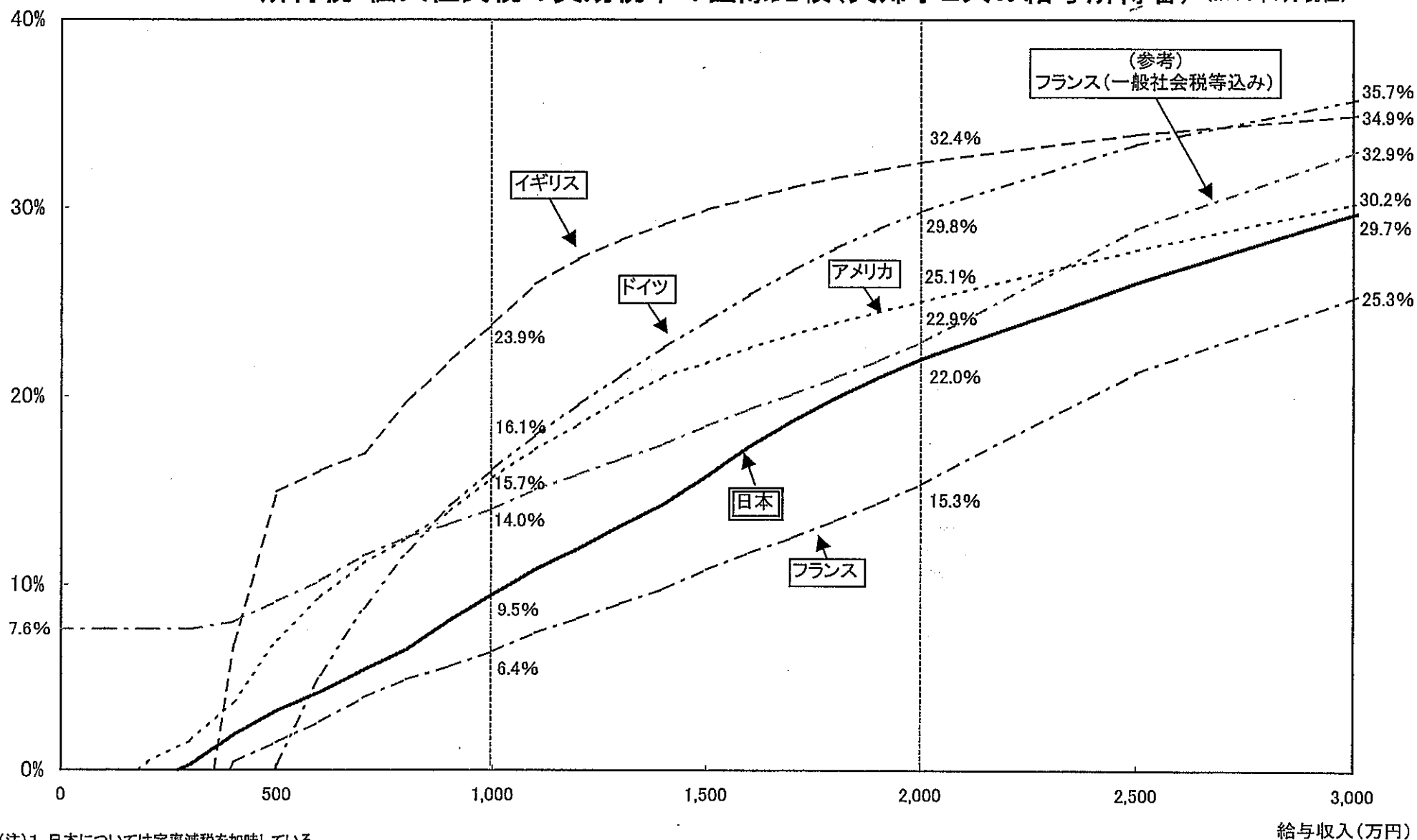
給与収入階級別の納税者数及び所得税額のシェア(平成14(2002)年分)



(備考)国税庁「民間給与の実態」より作成

(注)1年を通じて勤務した給与所得者(年末調整を行なわなかった者を含む。)である。

所得税・個人住民税の実効税率の国際比較(夫婦子2人の給与所得者) (2004年7月現在)



- (注) 1. 日本については定率減税を加味している。
 2. 日本は子のうち1人を特定扶養親族、アメリカは子のうち1人を17歳未満、イギリスは子を2人とも1歳以上としている。
 3. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
 4. フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている。
 5. 邦貨換算レートは、1ドル=108円、1ポンド=195円、1ユーロ=133円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成15年(2003年)12月から平成16年(2004年)5月までの間における実勢相場の平均値)。
 6. 表中の数値は、給与収入 1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

〔 平成 14 年 6 月
政府税制調査会 〕

第二 個別税目の改革

一 個人所得課税

2. 今後の改革の方向

(1) 基本的考え方 ー 広く公平に負担を分かち合う ー

② 税率構造

税率については、その引下げや刻み数の簡素化により最低・最高税率ともに主要国に比して低い水準にある。さらに、最低税率が適用される所得金額の範囲（ブラケット）が拡大されてきた。所得税について見ると、現在、納税者（民間給与所得者）の約 8 割が最低税率（10％）の適用のみで済むという主要国の中でも特異な状況となっている。このように見ると、わが国の所得税制は、これまでの累進緩和（フラット化）等により、大多数の納税者に対し極めて低い水準で負担を求めるものとなっている。

個人住民税については、その負担分任の性格のため、所得税よりも緩やかな累進構造となっている。また、納税義務者の約 6 割が最低税率（5％）のみの適用となっている。

こうした税率構造の累進緩和は、昭和 62・63 年の抜本的税制改革の際、有価証券譲渡益を原則課税化するなど課税ベースを拡大するとともに、勤労意欲や事業意欲等に配慮する観点から実施され、更にその後も景気対策等の観点から減税が行われた結果である。

本来果たすべき財源調達機能や所得再分配機能の発揮の観点から考えれば、これ以上の税率の引下げは適当ではない。むしろ、現在の最低税率のブラケットの幅を縮小することが今後の選択肢として考えられる。

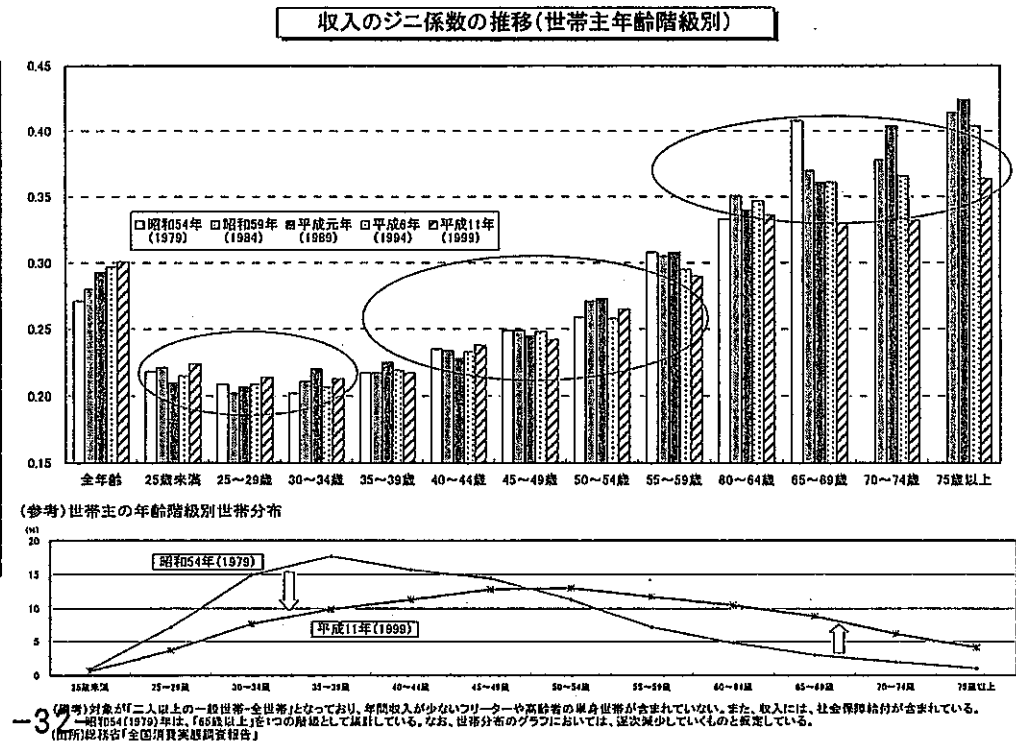
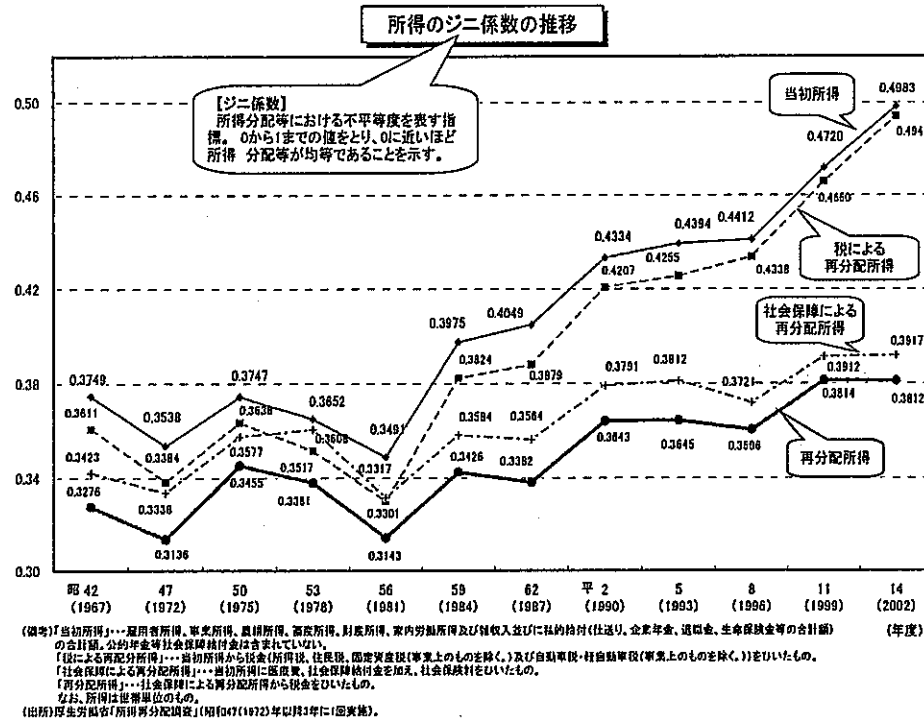
わが国経済社会の構造変化の「実像」について（抄）

平成16年 6月
政府税制調査会
基礎問題小委員会

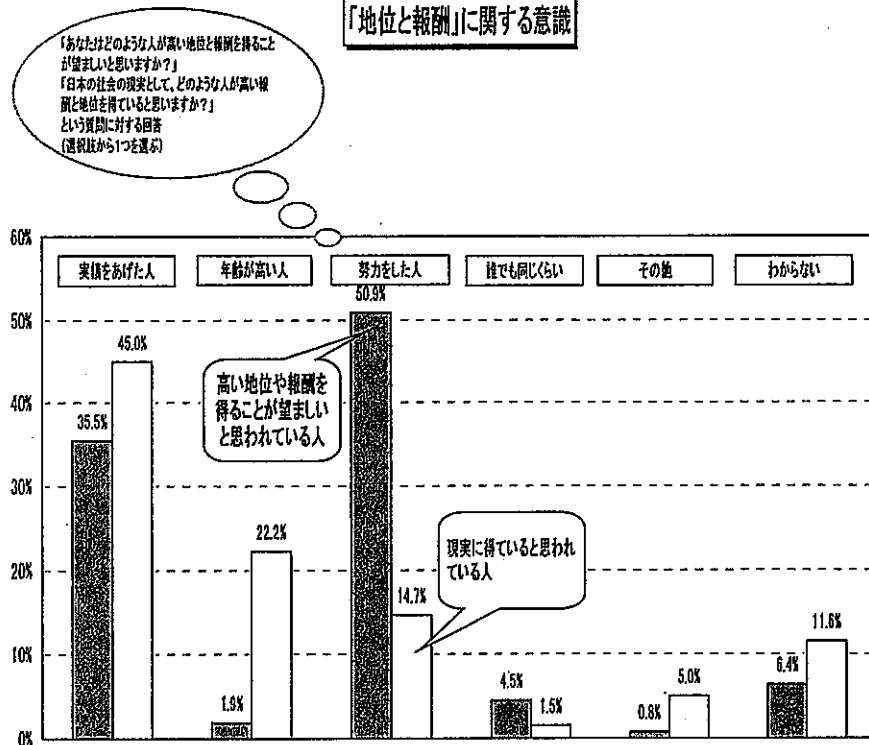
二 わが国経済社会の構造変化の「実像」：10のキー・ファクト

7 分配面での変化の兆し

所得の不平等度を表す「ジニ係数」の動きを見ると、・・・徐々に上昇する傾向が見られる。この背景には、所得分配のバラツキが相対的に大きい高齢者世帯の増加等がある。
現在の日本人の平等に関する意識調査を見ると、年齢、職業、収入等によってバラツキは見られるものの、「機会の平等」を比較的強く志向する傾向が一般に見られる。また、・・・基本的には「努力した人が報われること」に対する支持が高い。
また、「結果の平等」に対する意識としては、行き過ぎた「結果の不平等」に対して懐疑的である一方で、行き過ぎた「結果の平等」に対しても否定的に捉える意識を観察することができる。

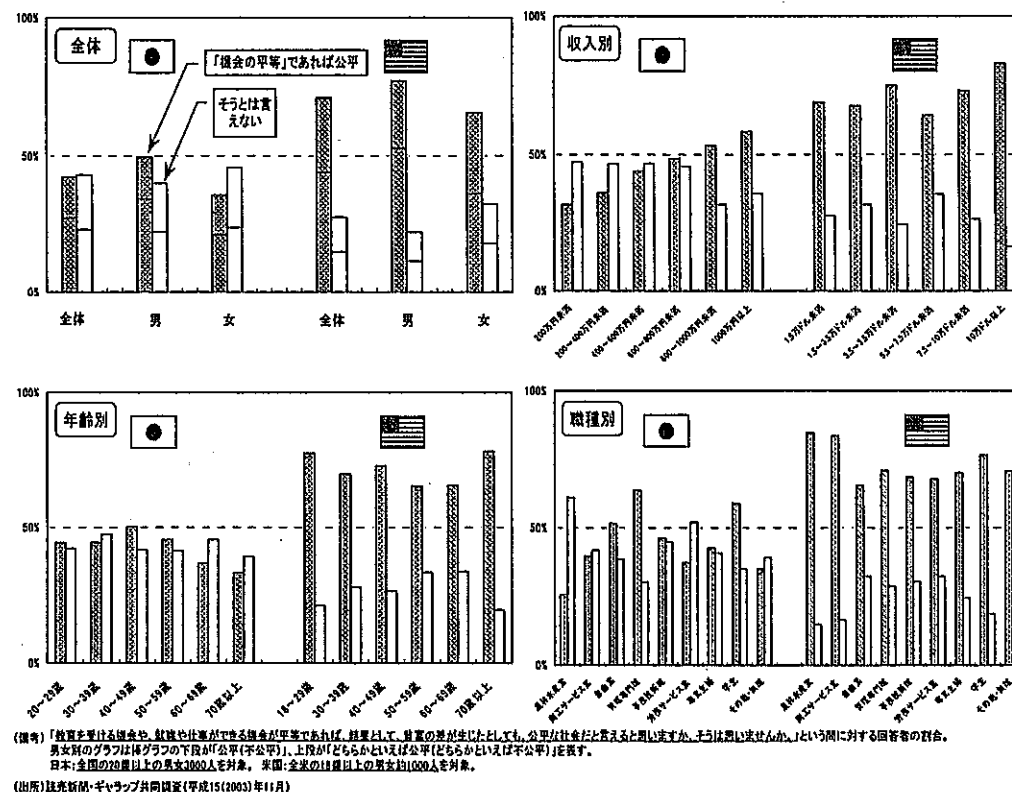


「地位と報酬」に関する意識



(備考) 全国20歳以上の者10,000人を対象(有効回収数6,798人(68.0%))。
(出所) 内閣府「社会意識に関する意識調査」(平成14(2002)年)

「機会の平等」に対する意識の日米比較



三 結びにかえてー将来に向けての示唆

2 税制などの制度設計に当たっての視点

(「機会の平等」と世代間の公平)

現役世代及び高齢者世代を通じ、世代内の公平だけでなく世代間の公平にも留意する必要がある。